慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	戦前における企業別組合の展開:実態分析と歴史的検討
Title	
Sub Title	The development of enterprise-wide unions in the prewar time of Japan
Author	小松,隆二
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1968
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.61, No.9 (1968. 9) ,p.951(23)- 978(50)
JaLC DOI	10.14991/001.19680901-0023
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19680901-0023

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

- 35 34 Pigou, A.C.; Wealth and Welfare, 1912.
- Economics of Werfare, 2nd ed. 1920.
- 36 Tableau économique, 1758.
- 37 P.; Foundations of Economic Analysis, 1947.
- 38 J.A.; History of Economic Analysis, 1954.
- 39 Schumpeter, J.A.; The Great Economists, from Marx to
- J.A.; The Theory of Economic Development, 1934.
- 42 41 40 E.R.A.; Essays in Economics, 1925 Chap. III, on Some Neglected British Economists
- teoria del bilancio del consumatore," G.d. Eco., 1915.
- 43 the History of Beonomies, 1965, pp. 66—155 に再録(頁数は Essays の頁を示す) Stigler, G.J.; "The Development of Utility Theory" in Journal of Political Economy, August and October, 1950,
- 44 Verri, P.; Meditazioni sull' economia politica, 1771.
- 45 Warland, S. T.; Scholastism and Welfare Economics, 1967.
- 拙著「マッフェオ・パンタレオーニー 生涯と経済理論について —」慶応義塾経済学年報第六号、昭和三八年
- 拙著「経済動学化の一起点」 パンタレオーニの経済動学とその影響
- 昭和四〇年一月、七月、 拙著「集団的厚生の極大概念の一形成過程-昭和四一年三月。 -パンタレオーニ、パレート、バローネをめぐって――」 台、2「の経済動学とその影響――」三田学会雑誌、昭和三七年八月。 \equiv 三田学会雑

追記 この論文は昭和四三年五月十八日に、 上智大学で催された経済学史学会関東部会の報告を加筆・修正したものである。

戦前における 企業別組合の展開

実態分析と歴史的検討

小 隆

その源流や生成事情をはじめ、未だに共通の理解に達するにいたっていない問題点が決して少なくない。 ている。その組織形態をめぐって、生成や発展、あるいは実態や性格などがこれまでくり返し論議されてきた。ところが、 周知のごとく、 第二次大戦後のわが国の労働組合は、 組織形態における企業別組合の圧倒的な優位によって特徴づけられ

ねばならぬことはいうまでもないだろう。戦前の労働組合とその活動については、近年、単に一般的・通史的な流れを追う は有利な条件がととのえられつつあるといえる。 企業別組合の源流を歴史的にたどる場合、その始源をどの時点にもとめるにしても、戦前にまで遡ってその足跡を究明せ 実態分析をともなった緻密な研究が次第に蓄積されつつある。その意味では、 企業別組合の歴史的究明にとっ

こともすでに明らかにされている。 のような研究の進展と共に、戦前の労働組合の活動の中に、戦後の企業別組合との関連で看過しえぬ重要な足跡のある たとえば、まず、明治期をも含めて戦前の労働組合の多くは、 たとえ組織的に横断的な

社組合や産業報国会の工場組織のような、戦後の企業別組合を想起せしめる企業単位の組織が具体化されていくということ 事業所単位に結成されていたということもそうである。そして、さらに時代がすすむと、労働組合とはいえないまでも、会 拡がりをもつ組合であっても、 という理解がなされているにすぎないことにも注意する必要がある. 別組合そのものが実在したことについてはほとんどふれず、それは戦後にいたってはじめて具体的な形をもって姿を現わす にすぎないものであったことがその一つである。また、 しかし、 戦後の企業別組合の基盤はすでに戦前において形成されていたという認識が、今日では一般化す 同時にその際、 機能的には横断的な規制力をもちえたものではなく、実際には工場・事業所単位に活動した 戦前においては単に企業別組合の基盤が存したということをいうのみで、企業 機能だけでなく組織的にも横断組合の支部は、大企業中心に工場

成・確立の究明との関連で戦後における賃金体系、雇用制度、 に封鎖された労働市場と長期の雇用慣行というものの実績のうえに、労働組合組織の自由が、 もとめる論者にしても、 合が戦後の所産であるという主張をなしている。また、戦前における労働組合の組織と機能に戦後の企業別組合の基盤を この点については二、三の論者の説明に耳を傾ければ明らかであろう。たとえば、戦後の企業別組合の研究において秀れ 産業報国会を 「企業における労使一体の 争議防止機関」 はじめて『企業別組合』という形で、それが花を開いた」(傍点筆者)という理解をなしている。 さらに、いいい の立場からすれば、『御用組合』の典型として指弾の対象とされていたのである。 欧米の労働組合運動の経験と原則をそのまま採用していたということが出来よう」という立場か(2) 戦前における労働者の企業別への志向や具体的な事例にはほとんどふれず、 「少なくとも企業の従業員を一括全員組織するというような労働組合は、戦前のユニオン・リ 「権力的な上からの 労務管理機能と 企業内家族主義」 そして あるいは労働運動の始源を戦時中のそれにもとめるある論者 この限りでは、 ある程度認められた戦後に 「特殊な個別企業ごと 戦前における日本

別組合の具体的な事例には関心を示すことなく、 この場合でも、「戦後の組合が戦前と異なってなによりも企業別であり」(傍点筆者)といっているように、戦前に存した企業 の展開としてとらえ、 そこに戦後の工職一体の大量従業員組織としての企業別組合の源流をみて 戦時中における展開をあくまで戦後の基盤としてしかみていない。

盤が存したというにとどまらず、 た。それ故に、企業別組合の展開は、戦前の会社組合や産報組織にとどまらず、 れるように、一九二〇年直後の労働不安の時代に、組織の面からみても活動の面からみても、工場・事業所を単位にして、 しかも自主的な姿勢を保持した組合がすでに形成されていた。それこそ、戦後の企業別組合の姿を彷彿せしめるものであっ ところが、戦前の労働組合を個々の単位組合レベルにまで掘り下げて究明してみると、そこに単に今日の企業別組合の基 一層明瞭になってくるように思われるのである。 明確にそれに連なる具体的な事例にもつきあたるのである。すなわち、本論で明らかにさ 一九二一年前後にまで遡って考察されると

体現するものとして現われる以上、企業レベルでの事例を究明することなしには、企業別組合の実態が明らかにされないの は当然だからである。 の欠如にその一端の因をもとめることができるであろう。 戦前における自主的な企業別組合の存在が看過されがちだったのは、労働運動史研究における実態分析 何故ならば、 企業別組合が特定企業の中に、そこでの労資関係を

企業別組合にかかわりあいをもつものであった。 合は造機船工労組合、 そのような意味で、 機能、 製綱労働組合、 筆者はこれまで戦前の個別事例をいくつかとりあげ、その跡づけを試みてきた。すでにとりあげた組 歴史的役割等について、 芝浦労働組合、 本稿は、 若干の整理を試みようとするものである。 機械労働組合連合会といったものであるが、 そのような一連の作業をもとに、これまで看過されがちであった 従って、 いずれも何らかの意味で 以下においては、こ

象としている。 をせずに、一九二一年頃を端緒として登場してきたいくつかの自主的な企業別組合とそれをめぐる諸問題を主たる検討の対 れまで蓄積されてきた大河内一男、 矢島悦太郎、 高橋洸、 西岡孝男等の諸氏による理論的成果については直接たちいること

- ている れに対応して生れた企業別組合の歴史的基盤は、一定の限度において戦前において形成されていた」(三二頁) と適切に指摘されている。 とするものであることを明らかにされ、さらに『日本の労使関係と賃金』(一九六六年、 矢島悦太郎(『社会政策社会理論研究』)、隅谷三喜男(『産業と労働組合』) たとえば、 西岡孝男氏は『日本の労働組合組織』(一九六〇年、日本労働協会) において、 の諸氏も戦前における企業別組合の基盤の存在についてはふれいて形成されていた」(三二頁) と適切に指摘されている。 ほか 未来社)においても 「戦後の大企業の労務管理とこ 戦前における労働組合の活動が企業をフィ
- 2 髙橋洸『日本的労資関係の研究』(一九六五年、未来社)、二六頁。
- 大河内一男
- (4)(5) 孫田良平 平「戦時労働論への疑問」『日本労働協会雑誌』七六号(一九六五年七月)、一二頁。「企業別組合の歴史的検討」『労働運動史研究』一五号(一九五九年五月)、九頁。

_

会、また一九一二年に発足した友愛会、 な労働組合といえるものはほとんど姿を消していた。いわゆる社会運動の「冬の時代」から大正前半にかけては、労働争議 は若干みられたものの、 して積極的に機能を果たしうるまでに成育するにはいたっていなかった。 日露戦争、ついで第一次大戦を経過する頃、つまりわが国の独占資本の形成期には、 明治以来わずかに 命脈を保っていた 欧文植字工中心の欧友会、 そのほかどれをとってみても、労働者の組織は労働団体とはいえても、労働組合と 鉄工組合等はすでに消滅し、 そしてそれがたてなおされた信友 自立的

すすめられていた。 しかしながら、この間、 その結果、労働組合が成育してその運動が軌道にのる頃には、 一方では生産力の発展にともなって資本による労働力の直接的掌握、労資関係の合理化が着々と 職場・生産機構が経営ないしはその配下

内に労働力陶冶機構と身分的な職階制が確立されつつあった。 にあって経営の意向を代弁する職場管理者層によってすでに掌握されるにいたっていた。 た。かくして、「冬の時代」の沈滞の中から労働者が団結へと歩みだす頃には、 あるいは福利・共済的施策が企業の外にある労働組合によってではなく、 企業自体によって推進されることになって 大企業中心に労働組合とは無関係に企業 それによって、 技術の訓練や

このような基盤の上に、第一次大戦後、民主主義思潮の昂揚、米騒動やロシア革命の経験を通して、 また友愛会とは別個に各所で労働組合の発生もみられだした。 友愛会も労働組合へ

ざるをえなくなるのもそのあらわれにほかならなかったといえるであろう。 る以外には有効な方法がなくなっていた。友愛会が職業別組合を目標に掲げながらも、 会をとらえて移動するか、 のように一方的に労働市場を統轄する力をもちえず、自らの要求を実現し、 ところが、労働力陶冶機構が経営によって掌握されている状況のもとでは、組合側は欧米にみられたクラフト さもなければ経営との交渉、 つまり団体交渉ないしはそれに類似の効果をもつ何らかの方式によ よりよい条件をかちとるためには、 団体交渉を主要な機能として考慮せ 個人的に機 ・ユニオン

家によって組織された組合や種々の性格をもった労働団体が企業内で対立的にいくつか存するのでは、 が当然現役労働者に対しても負いかぶさってくることになった。 によって獲得した労働条件を既得権として維持することさえ困難であった。さらに工場の操短や閉鎖、 が深刻化してゆくにつれ、単に従来の条件を維持できなかっただけではなく、 九二○年以降の景気の後退による労働市場状況の悪化であった。そのような状況のもとでは、従来のようにごく少数の活動 しかも、第一次大戦後において労働組合化を積極的に促進し、 さらには一般労働者をも組合運動にまきこんだものは、一 賃金をはじめとする労働条件の引下げや解雇 あるいは失業の増大 第一次大戦下の活況

大企業中心に、すでに指摘した労働力陶冶機構の整備にともなって、 労働力の企業内定着も進行し、

式も区々で、賃金にしても平均日給と歩増率の相違、それによる実収賃金の相違が同一業種内でも企業間でみられたりもし 場は縦断化の方向にむかいつつあった。また、労働力の陶冶機構とも関連するが、企業によって具体的な労働条件の決定方 れざるをえなくなっていたのである。 た。それによって、 労働者の生活範囲も意識も企業の枠にとじこめられがちなものとなり、 問題の解決は各企業ごとになさ

方で社会的に失業救済を要求する傍ら、他方で個々の労働条件を決定する個別企業との直接交渉によって打開の方策を講ず にとっては移動することによってよりよい条件を獲得することは困難な情勢になっていた。すると、労働者にとっては、 る以外に道はなくなっていた。 このように、 合の基盤は根底から取り除かれていった。そして、一九二〇年の不況以後は、市場の慢性的悪化も加わって、労働者 わが国においては、欧米先進資本主義国と異なって、 独占段階の進展と共に大企業中心に市場は分断され、

自主的な動きが活発化したのは、そのような事情を背景にしてのことであった。(3) 不況が深刻化する一九二一年という年に、一方で工場委員会の要求、他方で企業別組合の結成という企業単位の労働者の

者が不利な状況に追いこまれるにいたっていないときであった。その意味で、資本に対決するために労働者が工場単位に結 電燈会社)、職工同志会(八幡製鉄所)、その他 があげられる。(5) については、ここではいちいち事例をあげないが、 一九二一年以前の 企業単位の組合についてみると、(4) つつあったとはいえ、 芝浦技友会(芝浦製作所)、向上会(大阪砲兵工廠)、東京瓦斯工組合(東京瓦斯会社)、新進会(住友伸銅所)、電業員組合(大阪 企業単位の組合も工場委員会も一九二一年以前においてもすでに設立はされていた。工場委員会の推移 なお大戦景気が持続しているときか、景気の後退がみられだしてからにしても、 これらが結成されたのは、物価騰貴によって生活状態が低下し それほど極端に労働 大進会(博文館印刷

特定職種に限られたものであったり、それだけにすぐに横断的な拡がりをもつものに変わってゆくものであった。 の全体に影響力をもちうるほどの力を有したものではなかった。さらにあるものは、企業単位の組合ではあっても特定職場・ においてなされた床次内相の企業内組合奨励の言明や資本の要請に応える形で職長層を中心に会社組合的役割をになって成 集することを否応なしにしいられるという段階で組織されたものではなかった。それ故に、それらのあるものは、当時議会 またあるものは、 自主的な組合ではあっても、 少数の意識的な活動家中心の、従って一企業なり一工場

で生みだされてきたところに特色があった。 り一般職工の要求をうまくひきだし、下からのエネルギーの発露という形で、しかも職種に関係なく工場全体を包みこむ形 ところが、一九二一年以降の企業別組合は、それ以前の同形態の組織とちがい、一般組合員の意向を反映する形で、つま

労働組合は少数の優越者の指導を離れ、多数者の意志の上に其基礎を置かんとする趨勢が看取せらるるに到つた」ことの反 土俵で自主的に推進されたものであった。(?) あるいは資本の要請をうけいれる形で登場したものとはちがって、明らかに資本の意図にかかわりなく、それとは全く別の た積極的な姿勢がうかがわれた。その意味でも、これらの組合は企業別とはいえ、それ以前の同種のもののように政府の、 身が積極的に企業別化を推進したし、それが結成されたときにこそ、組合機能を充足し資本に対峙できるようになるといっ 電気技友会、あるいは関東車輛工組合の事例を通してすでに明らかにしたところである。そのいずれの場合にも、 このような経過をうらづける具体的な事例についてはここでいちいちあげないが、芝浦労働組合、造機船工労組合、瓦斯 ほ ならなかったといえるのである。 いうなれば、それらは一九二一年にいたって「労働者団結の傾向は漸く普及し、 労働者自

この二つの動向についてかなり明確にいえることは、 工場委員会の要求ないしは実施が大阪電 燈、

総同盟系の強い関東に多くみられたことにも反映されている である。それは、工場委員会の要求が自由連合系勢力の弱い関西に多くみられ、 別組合の方向は主として反総同盟系か、総同盟に属するものでも主流に好意をもたぬ組合によってすすめられたということ 永田造船所、大阪鉄工所等で行なわれたように、総同盟をはじめとする右派や中間派の組合に多くみられ、 住友伸銅所、 住友製鋼所、住友電線製造所、 住友尼崎分工場、 久保田鉄工所、三菱内燃機、三菱造船所、 企業別組合の結成が自由連合系ないしは反 これに対し企業 三菱電機、

資本に対峙する方法として工場委員会の要求に対抗する形で提起されたのが 企業別組合の方向であったといえる。 ち、一九二一年当時みられた工場委員会の要求はそれ以前のものとちがって労働者側から自主的に提起されたものではあっ たが、その成立のためには経営の承認を必要とするものであった。その意味で工場委員会方式は、 しているので、当時の戦闘化した労働運動のある陣営にとってはうけいれがたいものであったといえる。 総同盟の主流に対しては知識階級や指導者理論の排撃を唱える戦闘的な動向 サンジカリズム的思潮の昂揚によって、労働界には資本に対しては徹底的抵抗を、 が力をえだしていた。そのような昂揚を背景に また知識階級を幹部にいただく 労資相互の譲歩を前提に すなわ

を考えざるをえなかった。そのためには、従来のように一つの企業の中で弱少の労働組合や労働団体が対立的に存するので 工場一組合としての企業別組合の結成が労働者の主体的な要請として実現されるにいたったのである。 集する方向として、 労働条件の低下をおしつけてくる個別資本に対し、工場委員会にかわるべき方法で団体的取引力を発揮しうる何らかの方策 は効果がなく、その欠陥を克服しうる新しい組織が必要とされることになった。ここに、そのような労働者の力を有効に結 式を拒否する陣営としても、従来のごとく社会的に失業反対を訴えたり、総資本に対決するような姿勢を示すだけではなく、 しかしながら、労働不安や資本攻勢が強まり、しかも大企業中心に労働市場の縦断化が進行している以上、工場委員会方 当時の労働市場状況に対応する企業内結集の声が高まり、 工場・事業所内のあらゆる職工を網羅する一

触を予定していたわけであった。そこにこそ、 当時の企業別組合にしても、 以上のような背景から生みだされた以上、何らかの形で個別企業内における労資の 労働者側からする企業内結集の意味もあったからである。

言にして言えば資本家の御用組合」 であるというそれまでの見方から解放されて、(9) 合の単位とせんとする傾向の表現」という理解がなされることにもなったのである。(四) 用の安定や既得権の擁護をはかることであった。その結果、 企業の労働者が企業内で一つに結集することにより、 な労働組合法はうけいれえないものであり、実際にもそれらを拒否しつづけた。 関や労働協約、あるいは労働組合法の獲得をはかるために、横断的結びつきを断って企業内結集を推進したのではなかっ 体交渉にも応ずるはずもなかった。同時に、組合側にしろ、 ところが、 周知のように、戦前の自由連合系とそれに近い組合にとっては、工場委員会や労働協約、 其動機は労資協調を主義とした所謂縦断組合を形成せんとしたのではなく、一工場一組合、 会社側がそのような自主的で戦闘的な組合を承認するはずはなく、 争議への潜在的圧力を背景に、 自主的な企業別組合は、 安定的な団体交渉制度、さらにすすんでそのための常設的な機 むしろ、 またそのような承認を前提にする正規の団 「其外観に於て一種の縦断的組合である 労働不安と資本攻勢に守りを固めて雇 結成された当初から「縦の組合とは一 関係者の意図したところは、特定 さらには政府の意図するよう 即ち一工場を以て一労働組

所を単位にした組合の連合体という性格をそなえており、 をなしえたのではなかった。しかも、それらの支部は大企業中心に工場・事業所単位に形成されており、 成果をあげえなかったにしろ、 - 要するに、大正期さらには昭和初期における労働組合の主要な組織形態は企業の枠をこえた横断的なものであった。 そのような横断組合にしても機能的には横断的な規制力をもちえなかっただけでなく、 比較的独自の活動をなすものであった。 今日の企業別組合の基盤はその当時から存したということも そのことから、 すでに大正期から横断組合は各事業 特定企業に対しても有効な活動 各支部とも十分な l

労働組合(池貝鉄工所)であり、さらにはその後ひき続いて結成される関東車輛工組合(汽車製造会社)、 て労働組合機能の充足の必要を認識した労働者の一工場一組合への主体的な志向であったといえる。そのような役割をにな て登場したのが、一九二一年に結成された造機船工労組合(東京石川島造船所)、芝浦労働組合(芝浦製作所)、あるいは本芝 てもたらされたものであった。さらに、そのような基盤の上に、活動のみでなく外見的な組織形態まで企業単位に結成さ たのが一連の自主的な企業別組合であった。そして、市場の縦断化と組合の縦断化のかけ橋となったのが、 くり返すまでもなく、 あるいは蒲田労友会(新潟鉄工所)の諸組合であったのである。 明治電友会(明治電気会社)、日本精技会(日本精工会社)、 そのような組合活動の個別企業への封鎖は、資本の生産政策とその結果としての市場の縦断化によ 日本労技会(日本車輛会社)、 日立従業員組合(日立製 瓦斯電気技友会(瓦斯 不況下にあっ

- (一九六八年二月)を参照せよ。 池田信「第一次大戦期における労働組合運動の特質 友愛会神戸支部の成立・ 発展を 事例として -」『日本労働協会雑誌』 一〇七号
- 同右、一五~一六頁を参照せよ。
- (一九二一年一〇月))。 して直感的に団結を望ましめた。 たとえば、この点に関連して、 一会社内に於ける温健派も、 本芝労働組合の成立にあたって一組合員は次のごとく述べて 急進派も、 この不安の前に卒然として手を握り合った」 いる。 「軍備縮少、 失業者簇出の不安は彼等 (『労働運動』 三次一号
- その他。 中心に 〇年、酒井書店)、 遷』(一九四〇年)、鉄道大臣官房現業調査課『全国各種工場委員会諸規約制度一覧』(一九二一年)、 工場委員会については次のものが有益である。 -⑴」(『経済学論集』三〇巻四号〔一九六五年一月〕)、隅谷三喜男ほか『日本資本主義と労働問題』(一九六七年、 藤林敬三『労使関係と労使協議制』(一九六三年、 協調会『我国に於ける労働委員会制度』(一九二六年)、 ダイヤモンド社)、 兵藤剣「第一次大戦後の労資関係 実『我国労資調整機構の発達』(一九四 同『我国に於ける労資調整機関の 東京大学出版会)、 -重工業大経営を
- 5 一九二〇年以前の労働組合・労働団体については、渡部徹「第一次大戦直後の労働団体について」(『人文学報』二六号〔一九六八年三月〕)

- 業別連合体の事例として-資関係をめぐって ――当時の企業別組合が労働者によって自主的に結成されたものであることは、それぞれの組別連合体の事例として――」(『三田学会雑誌』六一巻五号〔一九六八年五月〕)を参照せよ。 拙稿「戦前・芝浦製作所における労働運動」(『経済学年報』一一号〔一九六八年〕)、 -」(『三田学会雑誌』六〇巻一~二号(一九六七年一~二月〕)、 同「機械労働組合連合会の組織と活動ー 「戦前日本の労働組合 右川 島造船所における労 戦前における産
- ついて次のごとく述べていることからもうかがえよう。 それぞれの組合員が自らの組合の成立にあたって、 その契機に

(一九二一年九月) 各自其の立場に困窮する状態に陥るのであると悟りて此に団結の必要と団結の力を知つて 組合を組織する 事になりました」(『鉄鞭』 一巻一品た時造船部と造機部と相反目したる傾向がありまして……先づそんな事は打棄ててお互に団結して扶け合はないと遂には進退究まるのである。 主義経済組織は吾等労働(者)を極度の困窮に陥るのである。 が東都の一角に団結し、将に非人道的なる、 句点および括弧内は筆者)。 「財界恐慌の今運動の困難なる此時に当り、 彼等に対する、警鐘たらんと、 ……所が爰に少しの難関がありました。 我国労働運動の一大明星として最も真面目なる階級意識に目醒たる労働者三千 おゝ勇ましき、 勇飛せんとす、 先年石川島造船所に於て労働争議があっ 雄々しき一団よ振へ! 一卷一号

三次一号〔一九二一年一〇月〕)。 的に結ばれて行くかが吾々の重大問題だ。当局は労働運動に対して強圧政策を声明した。 その寒室にこの若芽が萠え貰芝浦労働組合 「一工場に一自主的組合の機運が向いて来て、この趨勢が暫らく続くものだとすると、それが今後、 その寒室にこの若芽が萠え出たのだ。」(『労働運動』 どう産業的に、どう地方

位の縦断的組合を作ることに完全な意見の一致を見た」(『機械連合』争議号〔一九二三年七月〕)。 にそゝのかされて、痛切に団結の必要を感じ、 瓦斯電気技友会 「現実に失業の大脅威に接し、 機械連合の応援を得て、 不景気に伴ふ会社の陰険な手段に対抗する上において、 四月五日第一回創立相談会を開いた結果、 更に自由にあこがれる止み難き希望 あくまで自律自主的な工場単

中立者は同一工場に二つの組合が相対立するの不利を知って、 如何に全国的団結を主張するとも、 関東車輛工組合 「我々は一工場一組合、 先づ一工場において一組合が完全に具現しない限りは、それは単なる幻想に過ぎない。 言を換へて言へば、我々一致団結に依る努力が、 本年二月本所広得亭において関東車輛工組合を組織し、誠睦会及び革新会が共に 直接資本家の脅威となる組織を主張する。我々が ……組合の有志及び

- 解体し遂に同一体となり、同時に機械労働組合連合会に加盟してこゝに完全なる戦闘的組合は出来上つた」(『機械連合』同右号)。
- 『日本労働年鑑』(大原社会問題研究所)、 一九二〇年五月号。
- $\widehat{\underline{10}}$ $\widehat{\underline{9}}$ 麻生久「芝浦製作所事件の教訓」

どのような性格を付与することになったのかをみてみよう。 それらが実際にどのような過程をたどって登場してきたのか、 以上において、一九二一年以降みられた企業別組合について、その生成の背景や契機を中心にとりあげてきた。ここで、 つまりどのような母胎から生まれ、そのことが企業別組合に

にも造機船工労組合、芝浦労働組合、本芝労働組合、 会(横浜船渠会社) 等にみられるが、むしろ後者の事例が戦前においては数も多く、 に存した職業別なり産業別組合の工場・事業所に根ざした支部を足場に結成されたものであった。前者の事例は芝浦技友会 ごとく企業外の組合(機械技工組合)と連携することによって成立したものを除き、 たものであった。この点については後にさらにふれるので、ここではこれ以上たちいらないが、以上の事実は逆に戦前にお 断組合の支部としての工場・事業所単位の組織こそ、 いては横断組合といえども、その組織や活動は工場・事業所を単位にすすめられていたことをうかがわせるものであろう。 いずれも機械技工組合、東京電機及機械鉄工組合、関東金属労働組合という横断組合の支部が独立することによって成立し 戦前の企業別組合の成立過程をみると、あるものは会社組合が自主的な組合に成長したものであり、またあるものはすで ゆる自律規定を組合規約に設けていたことに注目せねばならない。(⑴ 企業別組合の母胎とも多少関連するが、芝浦労働組合をはじめとする戦前の企業別組合は、造機船工労組合の 東京瓦斯工組合(東京瓦斯会社)、東電従業員組合(東京電燈会社)、 東京交通労働組合(東京市電気局工場)、 戦前における自主的企業別組合の主要な母胎であったといえる。実際 瓦斯電気技友会、 明治電友会、 重要でもあるだろう。その意味では、 組合員資格を企業内職工に限定する、 関東メリヤス工組合、 蒲田労友会等は 工信 横

これらの多くは、 会社組合なり右派系組合のように左翼的活動家の排除、 あるいは労働協約や工場委員会の獲得を意図

機械工中心に一企業内の労働者のみでも単独に組合を結成しうるまでに労働者が成育していたことの反映にもほかならなか ったといえるであろう。 り、それがまた従来の弱少の横断的組織との相違を浮彫りすることにもなっていた。同時に、このことはこの段階にきて、 ために設けられたものであったといえる。また芝浦労働組合のごとく、 に、総同盟中心に推進された従来の横断的組織への批判とそれからの脱皮を意図して、全職工を一つの組織に参加せしむる も特定企業内にせばめられ、企業意識的なものも労働者の間に育成されつつあった。自律規定は、この よ う な条件を基盤 てそのような規定を設けたのではなかった。すでに当時、 たといえる。このようなことから、自律規定を設けることは、当時の自主的な企業別組合にとっては一般的な こ と で あ の立場をとる工場内の団体の大同団結が殊更必要であった場合にも、そのような規定が設けられることを促した一因であ 大企業にあっては労働市場の封鎖性が進展し、 単一組合の結成のために外部とのつながりよりも種 労働者の生活範囲

組合員資格を失って残留組合員との間に一悶着をひき起したり、また組合自体がそれによって活動のエネルギーを奪われて 易にそれを設けたきらいがあった。その結果、芝浦労働組合の例でも知れるように、解雇された活動家がその規定によってそれ故に、当時の企業別組合は、自律規定が組合自らにどのような意味をもつにいたるかを十分に考慮せずに、比較的安 自律規定が自縄自縛となり、自らの発展の障害になっていくことにもなるのである。

各産業ごとにそれぞれ一つとか二つとかの企業別組合が散発的に存したにすぎないものであった。 に閉鎖的に 維持されたのではなかったことも忘れてはならない。確かに、 との相違を明確にするかのように自律規定を設けて出発したものであった。しかしながら、各々が全く孤立する形で企業内との相違を明確にするかのように自律規定を設けて出発したものであった。しかしながら、各々が全く孤立する形で企業内 一九二一年以降にみられた自主的な企業別組合の多くは横断組合から独立することによって、 のごとく同一産業内にいくつかの企業別組合があって、それらが連合するというのは例外で、むしろ 戦前にあっては 日本造船労働連盟(工愛会、工信 つまり戦後のごとく、 しかもそれ

て、 して総同盟系なり反総同盟系といった思想傾向を同じくする組合との連携によって補うというものであった。 産業内に数多くの企業別組合があって、 同一産業内で連携して資本に圧力をかけることができないので、そのような欠陥を、産業や業種にかかわりなく、主と それらが相互に連携して横断的効果を発揮するというものではなかった。 従っ

多な機械工による組合の連合で、 思想的に反総同盟の立場にたつ組合の連合といってさしつかえないものであった。この点で、一九二一年以前の企業別組合 ではまさに企業内組合といえたのに対し、 や二一年以後も自主的な企業別組合と並行して発生し続けた会社組合が、横断組合と全く関係をもたぬ閉鎖的な、その意味 できるが、 たとえば、 合がなく、 同時に、 機械労働組合連合会をみても、その傘下にはいくつかの企業別組合が加盟していた。機械連合といっても、 むしろ思想傾向の同一性をもって連携することになったものである。そこに今日の企業別組合との相違を看取 戦前の企業別組合の限界もその点に存したといわねばならないだろう。 しかもそれぞれが全く性質の異なる業種に基盤をおく組合といってよかったので、むしろ ここでとりあげた自主的企業別組合の場合は、同一産業内では連合できるほどの

当時の企業別組合の構成員を規定した条項を若干例示すると次のごとくである。なお出典は各組合機関紙誌、『本邦労働団体規約集』(一九 協調会)、『全国労働団体の現状』(一九二四年、中外社会通信社)等である。

「本会ハ市電従業員ヲ以テ組織ス」。

市電従業員自治会

芝浦労働組合 「本会ハ汽車製造株式会社作業手及作業助手ヲ以テ組織ス」。 「本組合員ハ芝浦製作所ニ現職スル日給従業者タルコトヲ要ス」。

「本会々員ハ浦賀船渠株式会社従業員ヲ以テ組織シ名誉、 賛助、 正会員ノ三種トス、 但シ職工ヲ以テ正会員トス」。

2 拙稿前掲「戦前・芝浦製作所における労働運動」を参照せよ

さて、 戦前の自主的な企業別組合の性格については、 前節においても多少ふれたが、 ここでさらに角度を変えてその性格

と機能についてふれてみた

への 獲得を目標にしてすすめられたものではなかった。とはいえ、それらが経営に対して団体的取引力を有効に発揮しうる能力 と可能性をも すでに述べたように、 主要動因でもあったし、またひとたび成立した企業別組合の特徴的な性格ともなるものであったからである。 った組合であったことは疑いえないであろう。その達成こそが、一九二一年以降の自主的な企業別組合の結成 企業別組合結成への主体的契機がどこにあったにしろ、 その多くは工場委員会の確立や労働協約

加入させないまでも組合の影響下におく場合が少なくなかった。戦前においては企業別組合といえども個人の自由参加が通 造機船工労組合、本芝労働組合においてもみられるように、一工場の職工のほとんどを組合に加入させるか、 (京浜労働技友会)のごとくクローズド・ショップないしはそれに近し方式をもった 場合はいうまでもないが、芝浦労働組合、 ぼ全職工を組合に加入せしめえたことは驚異的でさえあったといわねばならない。 戦前の企業別組合は、 しかも弾圧の激しい時代であったことを考えれば、芝浦労働組合や造機船工労組合のごとく、 製綱労働組合(外見は産業別であったが、実質は東京製綱会社の企業別組合であった)や 瓦斯電気技友会 一時期とはいえ、 あるいは直接

があったればこそであった。しかも、芝浦製作所と芝浦労働組合の関係のごとく、正規の団交ではないにしても、 このように、 トが拓かれ、それがかなり日常化する場合もみられたのである。 企業別組合が一工場全体を支配するほどの実質を有するとき、経営としても組合の意向を全く無視すること 組合が苦情処理などを要求した場合には、非公式ながら組合との話し合いに応ぜざるをえなくなっていっ 組合が 「集団攻撃」のごとく今日の職場闘争を想起せしめる闘争をとりえたのも、 そのような実質 労資の交

さらに、 職工が孤立した一従業員としてではなく、 経営の意向を代行する職場管理者層・上級職制にしても、 実質のある組合の代表なり組合員として職制や経営に対処するとき、 一般職工の協力な し に は仕事を遂行しえなかった上

準のあいまいで専制的な従来通りの管理方式では職工を処理しえなくなっていく。そこに経営・職制による職工の処遇基準 一公平化、客観的基準の導入を考慮せざるをえぬ契機も含まれていたといえる。

組合の間の相違をきわだたせる点でもあった。 そのことが、横断組合の一支部あるいは全工場に影響力をもちえぬような弱小の企業内組合と、実質を有するほどの企業別 場にひきだしてその決定に多少なりとも影響をおよぼしたり、また変更をしいたりする力を示すこともできた。そして、 かくして、自主的な企業別組合は、経営によって承認されることがなくても全職工に影響力をもちうる限り、経営を交渉

本にふれる問題の場合には、そのような非公式ル 解決を依存せざるをえなかった。 あくまで非公式のものであり、安定した組合機能となるものではなかった。殊に全職工にかかわる問題とか、労働条件の根 ところが、労働組合も団体交渉権も承認されていない戦前においては、 ートでは解決はおぼつかなく、 組合が戦闘的姿勢を崩さない限り、 結局組合としては 「争議(ストライキ)」に 労資の接触は

も一たん発生した争議を終結させるためには、 団」的性格を有していたといえる。争議団は争議の発生を契機に特定企業に対して結成されるのが通例であり、経営として 切であろうが、戦前にあっては、 議団を恒常化させたような性格のものであったとみることができる。芝浦製作所、石川島造船所、池貝鉄工所等において強 今日では、争議を組合機能そのものとしてとらえるより、団体交渉という主要機能を促進する手段としてとらえる方が適 単に争議を主要機能としていたということだけからではなく、自らのおかれた社会的地位、会社との関係からしても争 会社側から公認されない形で企業内に組合が結成され、 しかもそれが自主的で戦闘的な組合で ある場合に 企業別組合に限らず、争議が組合一般の主要機能であったのであり、組合は一般に 組合を承認しない場合でも、 何ら か の形で争議団と交渉せざるをえなかっ

力な企業別組合が結成されてからもたびたび争議が 行なわれたことは、 争議がひき起された工場の全職工が争議に参加し、 同時に思想的に同系統にある企業外の組合も全面的に支援するの そのことを意味しているといえる。 しかも、

労働条件の決定基準の客観化と共に、 故、実質のある企業別組合の発生の結果、経営もそれ以前のような一方的な労資関係観の修正をせまられ、すでに指摘した れば弱小勢力にすぎぬ組織は争議に発展せぬ限り個別企業にとってそれほど脅威となるものではなかったからである。それ をもちうる争議団が恒常化するような性格をもつ組合は経営にとっても脅威であった。企業外の組織で、しかも一企業をと 圧力のおよばぬ安全地帯ともいえたが、企業内組合の場合にはそうはゆかなかったからである。また逆に、全職工に影響力 にふりかかる企業内に組合を単独でおしたてることはむずかしかった。組合員にとって企業外の組織化はある意味で経営の すめられたものであった。また、戦前のような状況のもとでは、そのような実質のともなわない場合には経営の圧力が直接 合は、このような基盤の上にたって、熟練工も一般職工もすべてを包含するか、少なくともそのような方向を目標としてす なくなっており、組合活動家の努力もあって熟練工も一般職工も同一の組合に加入できる条件は形成されていた。企業別組 すでに第一次大戦後に、機械工業中心に工業化の進展によって熟練工も稀少な特権的地位を失って単なる経験工にすぎ 自主的な企業別組合が生成する頃には、大企業中心に職工全体による組織化が可能になっていたわけである 労務対策も積極的に講ぜざるをえなくなってゆくことになるのである。

をかちえたとか、 組合を従来のように単に一部の活動家集団という性格から職工全体を加入せしめうるものにしたこと、 以上のことがいえるにしても、企業別組合は賃金をはじめとする労働諸条件の改善において具体的な成果 他の組織形態をとる組合と異なる機能を確立したといえるものではなかった。 むしろ、 その成果の一つ そしてその後の

はかり、運動の基盤を拡大したことであるともいえる。 機関紙の発行、講演会等の活動で職工に労働者意識を広く植えつけたこと、 つまり労働運動の大衆化・一般化を

組合という企業別組合の動向に組合運動の民主化・大衆化の萠芽をみ、組合運動が一九二一年頃質的に転化しつつあるとい 合主義は亦此傾向の萠芽を語るものではないか」と当時の年鑑は述べているのである。ここでも、芝浦労働組合や本芝労働(4) **萠芽にしろ看過し得ざる処である。そして「最近東京に設立せられた、芝浦労働組合、** る組合幹部の指導的地位は漸次変化し、 ううけとめ方をしていることを知ることができる。 この点は、 すなわち、 『日本労働年鑑』 が一九二一年における労働運動状況の一面を次のごとく論じていることと関連して考えると 「斯くして今日既に少数者の優越的地位は著しく稀薄となりつゝあることを看取し得る。 合議、承認、地方自治、支部自治、一般投票へと進みつゝあることは、仮令其れが 本芝労働組合等一工場に於ける一組

織形態と機能が一致する純粋な形態であり、その実質的成果はともかくとしても、自己完結的な機能をもちうるものであっ 合は、組織にしても機能にしても企業単位にその活動を展開するものであった。その意味で、 ものであった。従って、それらは、組織形態としては混合的なものであり、資本に対して横断的効果を有効に発揮しうると の産業別組合にしろ、横断的な労働市場に対応して形成されたものというより、むしろ雑多な業種・産業にまたがる性格の の拡がりに対応して横断的な機能をも発揮しうるものとして形成されたのではなかった。いくつかみられた金属・機械関係 職業別にしろ産業別にしろ、一つの業種・一つの産業のみに限定されたような純粋な形で、従って欧米のそれのごとく組織 おける反総同盟系の組合によってすすめられたものであった。また、戦前の横断組合は海員や印刷工関係の組合を除けば、 一九二一年以降の自主的な企業別組合は、機能と組織の一致の必要が認識されたところから、主として関東に しかも特定企業に対してさえ弱い影響力しかもちえなかったのである。それに対し、 それは、 外見と内容、つまり組 自主的な企業別組

降の産業別化の動向とも明らかに相違するものであったことを示しているといえるであろう。 たといえる。 さらには、労働市場状況にかかわりなく、 そして、そのことは、大企業中心にみられた自主的な企業別組合がそれ以前およびそれと並行してみられた構 つまり産業別機能の遂行能力にかかわりなく志向された大正末年以

- 1 拙稿前掲「機械労働組合連合会の組織と活動」、二二~三頁。この点については、拙稿前掲「戦前・芝浦製作所における労働運動」を参照せよ。
- 『日本労働年鑑』、一九二二年版、 一一二頁。

五

あった。 織の行きづまりに対する反省と職場に お け る労資交渉の重要性の認識から、 以上のごとく、一九二一年以降みられた企業別組合の多くは、資本攻勢と労働不安を背景に、単なる街頭闘争や横断的組 労働者自身が主体的に転換をはかった方向で

されたものではなかったのである。 九二一年以降のごとく、新たな事態の発生に対応して労働運動が質的転換を余儀なくされ、その一つのあらわれとして具現 ころから、下からの主体的な要請として一般労働者をも大量に参加させる形ですすめられたものではなかった。つまり、一 が、工場の一隅に自主的な企業別組合も結成されだしてはいた。しかし、それらは、 指摘したように、 それ以前の一九一九年頃か ら、 会社組合的性格をもったものとか、 このように企業内の各勢力が結集して単一組合を結成することは、当時にあっては明らかに新しい傾向であった。すでに 組織形態の転換の必要をせまられたと 時にはごく少数者によってではある

ていた。ところが、その段階では職業訓練や共済活動を槓杆にして市場を自律的に統制する能力を組合がもっていたわけで 友愛会にしても、一九二一年以前の時期にすでに労働運動の発展をめざして組織形態の充実をはかるべく努力はし

はないので、横断的組織を可能にする条件は欠如していた。その意味では、この場合も労働市場状況の変化や組合機能の発 ベルでの産物であったともいえる。 穴応して組織の再編成が必要とされたところから、組織形態をめぐる問題がとりあげられたのではなく、 むしろ理念的

であることを自覚してゆき、そのような機能を遂行しうる組織への志向を強めてゆくことになった。 ところが、一九二〇年以降の不況の中で、労働者も、資本との交渉を通して自らの状態を改善してゆくことが最善の方法

時に労働組合およびその運動における組織形態のもつ重要性を組合関係者に強く認識させることにもなったのである。 組合が結成されることになったのである。ここにいたって、企業別組合に対する賛否の議論がまき起されるにいたるが、 個別企業における承認をかちとることからとりくむ姿勢もでてきた。そして、そのような活動にみあった組織として企業別 それを通しての解決こそ肝要であるという認識が生みだされてきて、 会的に訴える形をとるものであった。しかし、次第に個別企業における労資関係こそ労働組合運動の主要なチャネルであり、 られた。国際労働会議や反動立法の反対、失業救済、あるいは団結権の要求等をみても、 すなわち、わが国にあっては、戦前の労働者の地位とも関連して、組合の主張・関心は当初企業外の社会的な方向へむけ 団結権の獲得や組合の公認のような基本的なものも、 個別企業に対してよりも、 まず社

であろうか。 それでは、 企業別組合に対して当時それに携わった当事者たちはどのような理解をなし、またどのような姿勢を示したの

れを否認し続けることになった。そのために、実際にも企業別の多くは反総同盟ないしは中立的立場にたつ組合によって推 して批判的な姿勢を示したことは想像に難くないであろう。総同盟とて反総同盟系との勢力上の対抗から、 (横浜船渠会社、 まず、企業別化の一契機が従来の横断的組織の欠陥の克服にあった以上、横断化を組織方針とする総同盟が企業別化 一九二一年八月創立)の加盟にもみられるように企業別組合を完全に排除したわけではないが、 基本的に はそ 横浜造船工組合

るように、内外からの攻撃によって動揺し統制の乱れた時期であった。それ故に、総同盟外の組合のみでなく、総同盟傘下 進されることになった。 の組合でも、 総同盟の組織方針に反する企業別組合の方向にすすんでゆくものもでてきた。そして、その場合には芝浦労働 思想的立場としても反総同盟陣営に移行してゆくことになるのである。 しかし、丁度その頃は、労働運動の主流をなしてきた総同盟は、主事・棚橋小虎の退陣にもみられ

えから、 されたものであったといえるのである。 らして短期的には大規模経営にあっては一工場一組合の方が市場の縦断化にも対応し、有効に闘争力を発揮しうるという考 企業別組合の方向を選んだのであった。従って、その方向は単位組合レベルでの有効性を考えることによって推進 企業別化を推進した関係者たちにしろ、それを究極のモデルとして評価したのではなく、当時の状況にて

ことは注目してよいであろう。 は、過去の経験による指導者の排斥、 盟の中央集権的方向はうけいれがたいものであり、当時の自主的な企業別組合に彼らの運動の拠り所をもとめることになっ たことはいえるであろう。この点に関連して、本芝労働組合の成立に際し、その組合員が「今回の縦断組合組織の心理中に も否定しえない。ただ、単位組合、さらにはその構成員の主体性というものを殊更重視する自由連合論者にとっては、総同 ていたわけではなく、さしあたり企業別組合を支援しながらも、究極の目標としてはやはり横断的なものを考えていたこと 待をかけていたのであった。当時、 それのみで完結的に理解したのではなく、それを単位として、 たとえば、 企業別化の趨勢を積極的に応援した自由連合系の活動家たちにしろ、当時におけるその役割を評価しつつも、 自由連合論者、 即ち自主自治的精神が動き続けてゐる点を見逃してはならないと思ふ」と述べている 殊にアナキストたちは組合の 組織方針といえるものを 明確な形でもっ さらに企業の枠をこえた自主自治による一層強力な連合に期

以上のことは、総同盟系と反総同盟系それぞれに属した企業別組合の性格にも反映されていたともいえる。 たとえば、

その方向にすすんでいき、その際単位組合を改組して、 続することになった。ところが、総同盟や、それから離脱した評議会系の場合、産別化を目標にしただけでなく、 に産別化の性格の相違にもうかがえることである。反総同盟や中立系の場合、 織自体が企業の枠をこえた横断的な方向に拡大してゆくのが通例でもあった。 組合のごとく稀に存した総同盟系の企業別組合の場合、中央集権論をとる総同盟との結びつきが非常に強く、また次第に組 工場で働く職工に担われる自立的な性格を強くもつものであった。これに対し、大正期の荏原労働組合や昭和期の製綱労働 浦労働組合をはじめとする総同盟系以外の企業別組合の場合、 **う方向で実現されるのが通例で、その構成組合として企業別組合が加入している場合でもそのまま主体性をもって存** 新たな産業別組合にくみこむのが通例であった。 企業外の組合とは思想的な連携はあっても、それ自体はそ その産別化は個別組合の自主性を認めた連合 このような相違は、さらに両派の横断組合殊 実際にも

たってゆけるようになると技工組合から離れ、明治電友会として独立していったのである。 その支部を結成するが、それはやがて企業別組合に自立しうるほどの実質を有するまでの仮の姿にすぎず、 ロセスとして横断組合を利用するというものさえあった。すなわち、明治電気会社の職工は機械技工組合の応援をえてまず のことと考えていたむきがある。さらには明治電友会のごとく、最初から企業別組合を目標にしながら、それへの一つのプのことと考えていたむきがある。さらには明治電友会のごとく、最初から企業別組合を目標にしながら、それへの一つのプ 質をそなえるまでは横断組合の傘下にいるが、実質をそなえるにいたると独立することを当事者たる支部も上部団体も当然 さらにその後機械技工組合から独立することによって成立したいくつかの企業別組合の場合には一層明白にいえることであ いたということにも注目せねばならないだろう。そのことは、すでに一九二一年頃の企業別組合の生成契機にもいえるが、 それと共に、総同盟や評議会系以外の組合関係者は、その頃から横断組合より企業別組合を組織単位として優位に考えて これらについてはすでに発表した拙稿でふれていることだが、それらの事例をみると、工場を足場にした各支部は実これらについてはすでに発表した拙稿でふれていることだが、それらの事例をみると、工場を足場にした各支部は実 実際に単独でも

この明治電友会はその後弱体化していくと再び横断組合にくみこまれることになるが、 そのことも戦前の企業別

京機械工組合にくみこまれたのもそのような理由からであった。また造機船工労組合が関東金属労働組合にくみこまれたの ときであったことを想起しても明らかであろう。芝浦労働組合が日立従業員組合との合同を策したのも、本芝労働組合が東 ことも見逃してはならない。 も、一面で評議会の組織方針を実践に移したということがいえるが、他面で弱体化を横断化で克服するという意味のあっ 弱体化を横断的な拡がりでカバーしようとする必要から結成されたものが多かった。この点は、 動の比重が中小企業分野に移っていたことや外部の社会運動団体からの理念的な要請があったことがあげられる。実際に、 それ以前の時期をも含めて、戦前の横断組合は、一企業のみで組合を結成するには力不足であった場合や、 組合の性格を理解するために注目してよいことであろう。 -以降に企業別組合が横断化を志向する例をみると、ほとんどの場合、その組織が弱体化し、単独では機能しえなくなった 大正末年以降、産別化が積極的に推進された要因として、 明治電友会に限らず大正末 組合運動の後退

効な活動をなしうる可能性をもっていたのであった。 ともうなずけるし、実際にその方向に転化する組合こ そ内容の と と のったものであったという評価もなしうるのである。 その意味でも、反総同盟系中心に企業別化を推進した関係者が単位組合としては企業別組合をより有効な組織と考えたこ 戦前にあってはそのような自主的で実質のある企業別組合が弱小の横断組合よりも経済的な成果という点では有

成果がどのようなものであったにしても、 ても横断組合を本来的なものと理解していたことも事実であった。それだけに、戦前の自主的な企業別組合は、その実績 てもそれから離脱した評議会にしても終始横断組合をモデルとしていたし、また自由連合系や企業別組合の担い手たちにし ともあれ、戦前においてわが国の労働組合が目標として追求した組織形態は一貫して横断的なものであった。 いのである。 活動家や理論家が模索した方向とは明らかに異質な組織であったことも否定しえ 総同盟にし

- $\widehat{\underline{1}}$ 拙稿前掲「戦前・芝浦製作 所における労働運動」、一六九~
- 3 2 三次一号
- 「機械労働組合連合会の組織と活動」、一九頁

六

一九一九年さらには二一年以降、 戦前においては、 横断組合が単にモデルとされただけでなく、 民間大企業および官営工廠中心に企業別組合の結成がめだちはじめたとはいえ、そ 量的にも縦断組合をたえず凌駕していた (第1表参

の中から会社組合的なものを除いて自主的な性格のものに限ればその数はきわめ

432

469

457

488

505

501

630

712

五・二、一七・六、 合を第1表でみると、それぞれ一九・四、一八・一、 て少ないものであったと考えられる。 一九二三年から一九三〇年にかけての企業別組合の組合数全体の中で占める割 一六・〇、一六・三%という程度にすぎないものであった。 四・四、四、 一七・四、

ろう。 合的なものを除いたら、その割合はほとんど問題にならぬほど低いものになるだ この傾向はその後もほとんど変化していないとみてよいが、この数字から会社組

な工場委員会の要求も結実しなかったように、決して満足な足跡をしるしたので はなかった。 さらに、 その活動・成果という面からみても、 工場委員会が経営の承認を必要とする限り、 自主的な企業別組合は、 結局のところ労働組 自主的

第1表 労働組合数

()内は百分比 企業を単位 とする組合 企業を単位 とせぬ組合 年次 1923 84 (19.4) 348 (80.6) 1924 85 (18. 1) 384 (81.9) 1925 66 (14.4)391 (85.6) 1926 85 (17.4) 403 (82.6) 1927 77 (15.2) 428 (84.8) 1928 88 (17.6)413 (82.4) 1929 101 (16.0) 529 (84.0) 1930 116 (16.3) 596 (83.7)

協調会『労働組合及労働争議統計』 (1933 年), 29 頁より。

独でも結成されうるので、 しえたのではなかった。 を排除するために経営に利用されることになりやすかったのに対し、自主的な企業別組合はともかく経営とか つまり実質のある企業別組合を背景に経営の決定に組合の主張を反映させるという点においては十分に目的を達成 大正末年までその結成は少しずつながら続くことになった。しかし、それがめざした個別企業へ か わりなく単

った。この点は戦前において企業別組合の十分な開花がみられなかったことの説明にもなるだろう。 本主義秩序の攪乱者として排除されるか、さもなくばできりる限り無視される存在でしかなかった。従って、組合がひとた 力をえて活動にのりださんとすれば、資本や国家権力という巨大な壁に突きあたらねばならなかっ いうまでもなく、労働組合法がついに日の目をみることができなかったことでも知れるように、戦前にお たのは当然のことであ いては組合は資

定をもっていた。 組合の多くは、 九二一年以降みられた 企業別組合のかなりのものが 資本の 気請にかかわりなく 自主的にすすめられたものであったとして 合には従業員意識・企業帰属意識をもって企業内に閉鎖された組合の実現を策していたことはいうまでもない。 営にとっても望ましいことであったといってよい。 ないであろう。当然のことながら、 同時に、そのことを考える場合、 その基盤である市場の封鎖性は資本の政策としてもたらされたものであった。 たつ限り、たえず会社組合への危険性をはらんでいたといえる。 芝浦労働組合、 明治電友会、 特定企業の労働者が外部の労働者との関係を断ち切って企業内に閉じこもることは、 そのような一般的要因のみでなく、 革新会、 戦前において政府や経営者が労働組合を排除するか、それができない場 瓦斯電気技友会等いずれも組合員資格を企業内職工に限定した自律規 企業別組合そのもののもった弱点も看過してはなら しかも、 それだけに、そのような基盤の上に企業 前述したように一九二一年以降の企業別 たとえ、

ところが、その規定の故に、 戦前における企業別組合の展開 当時のごとく組合および組合員に権利が保証されていないときだけに、 活動家は容易に

脆弱な基盤を経営に利用されて主体性を奪われる場合も決して少なくなかったのである。 場合が多く、当局の圧力を一層直接的にこうむりやすかった。かくして、 一事業所の全職工を結集することによって強力に経営に対抗しえたのに、他方でたえず会社組合に堕しやすい性格をもって のではなく、 は官営の大規模工場であったが故に、そこでは企業内福利施設は比較的良好で、 たという二面性を戦前の企業別組合も免れることができなかったといえる。実際にも、 ひとたび企業外に排除されると組合員資格も失うことになってしまった。 安易に会社側に依存するのが通例であった。また殊に官営工廠の場合、軍事的性格と地理的孤立性をともなう 企業別組合のもつ制約、すなわち一方で一工場・ 組合自らが組合員の共済・福利を考慮する さらに企業別組合の基盤が主に民間あるい 戦前の企業別組合は、 そのような

干の例外を除き、労働者団体とはいえても、 いものに変わっていくのである。 がら、 交渉権の確保をはかるという方法をとらざるをえなかった。芝浦労働組合のごとく、争議のたびに主力活動家が排除されな ごとく、穏健化して工場委員会的性格のものに変質してゆくとか、企業の生産政策をうけいれるかわりに企業内結集や団 ζ. そして時局の一層の悪化と共に、それは労働者団体としての性格まで失う産報運動下の労資一体の工場組織にすぎな その結果崩壊に追いこまれてゆくことになるのである。このようにして、 から次へ活動家を輩出していった場合には、 企業別組合が安定的に 存続するには、 企業の生産政策を第一義に考える会社組合的な主体性のないもののみになって いつか官憲の力を背後にもった経営との決定的な対決に遭遇せざるを 会社組合に転化するのを除けば、 昭和に入ってからの企業単位の組合は、岩 瓦斯電気技友会や製綱労働組合の

てどのような位置を占めるか おい て 戦前における企業別組合の生成、 は 戦後におけると同様に安易に評価を下しうることではない。 発展、 性格等について概観してきたが、それらが労働組合運動全体に 企業別の功罪を具体的に列

元来、具体的に展開されたその国の土壌を無視して、 積極的な役割を果たしたのか、 挙するだけならばそうむずかしいことではないであろうが、全体の運動の中で、しかも長期的展望の中でみた場合、それが できないであろう。 れが結成された産業・業種、 企業別組合の歴史的役割を論ずるにも、 その組織によって果たしうる機能、 それとも阻害要因となっていだのかを判断することはむしろ今後の課題であるともいえる。 ることが先決である。 理念的に設定されたモデルのみを尺度に組織形態の是非を論ずること わが国の市場状況の理解の上にたって、 さらに実際になしとげられた活動・成果を正確にとらえ 企業別の実態、

第2表 労働組合員数 () 内は百分比 企業を単位とする組合企業を単位とせぬ組合 1926 116,663 (41.0)108, 302 (35.0)201, 191 (65.0)121, 197 (39.2)187, 703 (60.8)128, 132 (38.7)202, 853 (61.3)127, 463 (36.0)226, 849 (64.0)出典は第1表に同じ。

1927

1928 1929 1930

戦前における企業別組合の展開

組合殊に産別化の目標を掲げていた大正末年以降においても、企業を単位とする組合は大企 大していることも注目してよいことである。要するに、左右を問わず、労働組合全体が横断 織全体の中で二○%近くを占めていたこと、 に限らず、組織範囲が特定企業内に限られた組合をとれば、戦前においてもともかく組合組 である(第1・2表からも、 が明らかであろう)。 としての機械工業関係中心に、しかも大規模工場において主に結成されたものであったこと わち、まず第一に自主的な企業別組合の存在がごく少ないものであったとしても、 次に、戦後との結びつきとも関連することであるが、自主的なもののみ 企業を単位とする組合の一組合当りの組合員数が比較的大規模であること また絶対数においても殊に一九二八年以降は増

る基礎を築いたという先の指摘と共に、次の点はくり返し強調してよいことであろう。すな

労働運動が大衆的拡がりをもつ運動へ発展す

基幹産業

しかしながら、戦前の企業別組合について、

別組合の戦前における役割は量的比重よりもはるかに重要なものであり、 また比率においても絶対数においてもきわだった減少をみせずに維持されたのであった。その点によっても企業 それだけにそれがその後の労働界に残した足跡、

殊に戦後の企業別組合の先駆形態としての意味も無視しえぬことを知れるであろう。

をみることや、戦時下の産業報国会の工場組織に企業別組合の源流をみることも決して見当ちがいではないにしろ、それだ ては横断組合でもその闘争・活動範囲は工場・事業所単位に限られていたとして、単にそこに今日の企業別組合の基盤のみ もって安易に同一線上に並べることもできないであろう。戦後の企業別組合の行動様式をみても、(1) けでは不十分であることも看過されてはならない。ましてや、戦前の企業別組合イコール会社組合という理解がいまだに存 ことなしには、戦前の工員のみの企業別組合と結びつけて理解することもむずかしいであろう。しかしながら、戦前におい じものではないし、戦後の工職一体の組織にしても、産報組織に反映されている戦時下の労働市場・労資関係を媒介にする 市民権を有する形で定着したのではなかった。また戦前の企業別組合と戦後のそれを企業を単位とする組織形態の同一性を しているとしたら、 とを明瞭にうかがえる。 以上のごとく、戦前においても、 それも改められねばならぬこともいうまでもないだろう。 とはいえ、そのような企業別組合は、組織や行動様式においてその存在を広く認められて、労働界に 組織も機能もそのおよぶ範囲が企業単位で、しかも自主的性格をも 戦前のそれと必ずしも同 った組合が存したこ

掤り下げた形での究明がまたれるのである。 別組合の存在は看過されてよいものではない。それらは、同一の市場基盤から生みだされたという意味で、それらと並行し に開花し定着することになるといえる。その意味でも、戦前の企業別組合こそ今日のそれの源流となるものであり、 て存続した会社組合や工場委員会、さらには産報組織にひきつがれ、やがて戦後にいたって今日ある企業別組合として一挙 いずれにしても、 わが国の労働組合組織の歴史的推移や今日の企業別組合の実態を究明せんとするときには、 戦前の企業 さらに

1) たとえば、高橋洸、前掲『日本的労資関係の研究』の第二章の二をみよ。

本稿は一九六八年七月六日、専修大学で開催された社会政策学会労働組合分科会例会において報告されたものである。

¥

わが国の地方税制②

---その問題点---

4 地方自治と地方税原則

きめるべき原理について再考しなければならない。みるべき成果をあげえないとすれば、こんごの地方税制のあり方をみるべき成果をあげえないとすれば、こんごの地方税制のあり方を()地方税原則(地方税制改革のためのドラスティクな提案も、

税源が皇ましい地方独立税として選ばれるのであろうか。 ことが適当である」との見解を示している。それでは、どのような 配分を行うことにより、地方一般財源、特に地方独立税を充実する・ 図ることが必要であると考えた」としている。またその方法として 化することによって地方行政の遂行を円滑ならしめ、 庫補助負担金を整理し、 「国と地方団体との間の行政事務の配分を明確化し、 可能な 限り国 をきめる基本的方向として、「地方自治は 近代民主主義の 基盤であ こたえるものにする必要があり、 税制調査会の「長期答申」(三九年)によると、地方税制のあり方 これを強固にするためには、 これに伴って、 そのためには、地方税源の充実を 地方財源を保障し、 国と地方団体との間の税源 住民の負託に 地方財政を強 答申によ

古田精司

る。 種を強化する方法によって行うべきである」と の結論に 達し て い種を強化する方法によって行うべきである」と の結論性に富んだ税っては、 その 税収入につ いて、 伸張性とともに普遍性に富んだ税種によることが望ましい。したがって、地方税源の充実を図るに当ると、「地方税の収入は、 地方団体ごとに十分な収入をあげうる税

る行政サービスの受益に応じた地方税負担=応益原則)。さらに課税方 負担すること)、 体の発展に応じて増加すること)、仏収入の伸縮性(地方団体の意志に 収入に激変がなく安定していること)、⑶収入の伸張性(収入が地方団 遍性(地方財政をまかなうに十分な収入を確保しうること、および各地 式として、 よって収入を加減しうること)、⑤負担分任性(全住民が広く地方税を 方団体に収入が普遍的に存在すること)、 ると、 件が満たされることが必要とされている。 同様の結論は、自治省の報告書にもみることができる。それによ 地方税の特性および原則として、要約すればつぎの六つの条 地方自治の観点から、 (6)地方団体の行政または施設との関連性(提供され 地方税の税率等の決定における地 ②収入の安定性(年度ごとの ⑴収入の充分性および普

わが国の地方税制 ②